

公 募 要 領

1. 事業名

つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務

2. 趣旨

この要領は、筑波大学附属病院つくば予防医学研究センターの人間ドックにおける弁当配送業務委託の請負業者選定をおこなうため、必要な事項を定めたものである。

請負希望業者は、この公募要領及び別紙仕様書を十分に理解した上で企画提案することとし、提案内容を総合的に判断して、契約の相手方となる候補者を選考する。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 業務の内容

人間ドック受診者用弁当の調理及び配送（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

5. 契約上限金額

1食あたり2,700円以下(配送費・消費税及び地方消費税相当額を含む)

6. 企画競争スケジュール

- (1) 公募公告期間 : 令和8年2月25日(水)～令和8年3月9日(月)
- (2) 質問等の受付期限 : 令和8年3月11日(金)17時00分まで
- (3) 質問等の回答 : 令和8年3月16日(月)までに行う。
- (4) 企画提案書の提出期限 : 令和8年3月19日(木)17時00分必着
- (5) 業務実施体制等ヒアリング及び試食審査
: 令和8年3月23日(月)15時00分～
- (6) 選考終了 : 令和8年3月25日
- (7) 契約締結 : 令和8年3月下旬

7. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規定第46条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規制施行規定第47条の規定に該当しない者であること。

- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれか(以下「競争参加資格」という。)において、令和8年度に関東・甲信越地域の(役務の提供等)の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)による飲食店営業の営業許可を受けていること。
- (7) 過去3年間、食品衛生に関し行政処分を受けていないこと。
- (8) 弁当の調理から配達までを同一事業者で行えること。
- (9) 弁当の配達は、概ね本学の設定する時間内につくば予防医学研究センターに配達が行えること。

8. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

9. 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明会を省略する。

10. 質問事項の受付・回答

- (1) 受付時間 令和8年3月11日(金) 17時00分まで
- (2) 提出先 「13.問い合わせ先及び提出先」のとおり
- (3) 提出方法 「公募要領等に関する質問書」(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、持参又はE-mailにより提出すること。E-mailの場合は、送信件名を「【質問】予防医学研究センター人間ドッグにおける弁当配送業務」とすること。
- (4) 回答方法 質問への回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、令和8年3月16日(月)までに、質問者全員にE-mailにより回答する。

11. 仕様書の交付ならびに企画提案書の提出方法

- (1) 仕様書の交付
仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。
ただし、企画提案申請書(別紙様式)については、別途Wordファイルを交付するので、(2)の受付窓口にE-mailで請求を行うこと。
- (2) 企画提案書の提出、質問事項の受付窓口
「13.問い合わせ先及び提出先」のとおり
- (3) 企画提案書の作成及び提出方法等

- ① 企画提案申請書（第 2 号様式）
- ② 令和 8 年度に係る競争参加資格検査結果通知書の写し又は過去 1 年以内の本学との取引を証明する書類
- ③ 会社概要調書（第 3 号様式）
- ④ 提案者の概要や事業内容が分かる書類等(会社案内・パンフレット等でも可)
- ⑤ 業務実績一覧表（第 4 号様式）
- ⑥ 配送ルート図（様式任意）
- ⑦ 緊急時対応体制（第 5 号様式）
- ⑧ 食品営業許可証の写し
（飲食店営業の営業許可証で、本業務の調理を行う施設のもの）
- ⑨ 見積書（第 6 号様式）
- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(4) 提出部数 6 部

提出に当たっては、「公募要領様式集」を参考にすること。

(5) 企画提案書の提出期限

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）17 時 00 分必着

(6) 提出先

「13. 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(7) 提出方法

持参、E-mail、郵送により提出すること。

(8) その他

- ① 以下の企画提案者は無効であり、参加資格は喪失する。
 - ・「7. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項」に掲げる資格のない者が提出した場合
 - ・書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
 - ・仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書
- ② 日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 弁当は配達費込みで 1 食あたりの単価契約とする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。

1 2. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、本学附属病院が策定した審査基準に基づき、提出資料及び参加者による試食審査を勘案し、総合的に参加社の業務実施能力を審査し、上位 2 社を契約予定者として選定し、最上位社を優先交渉権者、それ以外を次点交渉権社とする。なお、選考委員会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。

- (2) ヒアリングと試食審査は、下記の予定で行う。

本件業務を受託した場合を想定し、実際に受診者へ提供する5種類の弁当サンプルを1個ずつ用意し、弁当を個別に包装する袋を持参する。

試食審査前に、業務実施体制等について10分程度のヒアリングによる審査を行う。

開催日時 令和8年3月23日(月) 15時00分

開催場所 筑波大学附属病院F棟予防医学研究センター ラウンジ

- (3) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (4) 契約書の作成の要否：要
- (5) 選考の結果、契約予定者と契約条件及び業務実施内容を協議したうえで契約を締結する。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。
- (6) 契約締結後は、直ちに調理責任者名を提出すること。契約期間中に調理責任者が変更になった場合は、その都度提出すること。(第7号様式)

1.3. 問い合わせ先及び提出先

〒305-8576

茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学 病院総務部管理課 (担当：木村 光子)

E-mail : kimura.mitsuko.fw@un.tsukuba.ac.jp

電話：029-853-3063

1.4. その他

- (1) 業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。
- (2) 提案参加に要する費用は、試食用の弁当も含め、全て参加者の負担とする。
- (3) 当該事業の全部又は主たる部分を再委託はできない。
- (4) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (6) 決定した企画内容等については、委託者の意見により、変更を求めることがある。

添付書類

- ・公募要領様式集

つくば予防医学研究センター

人間ドッグにおける弁当配送業務

公募要領様式集

令和 8 年 2 月

国立大学法人筑波大学

(第1号様式)

公募要領等に関する質問書

別添 公募要領等に関する質問書（「公募要領」「様式集」「その他」）

(第2号様式)

受付番号※	
-------	--

筑波大学記入欄(申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)



「つくば予防医学研究センター人間ドッグにおける弁当配送業務」について、当社は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「つくば予防医学研究センター人間ドッグにおける弁当配送業務」に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代表者 役職・氏名	役職名		印又は 署名
	ふりがな		
	氏名		
所在地	(〒 -)		

2. 添付書類
① 令和8年度に係る競争参加資格検査結果通知書の写し又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類
② 会社概要調書
③ 提案者の概要や事業内容が分かる書類等(会社案内・パンフレット等でも可)
④ 業務実績一覧表
⑤ 配送ルート図
⑥ 緊急時対応体制
⑦ 食品営業許可書の写し
⑧ 見積書
⑨ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(第3号様式)

社名：_____

会社概要調書

1 本店（本社）

会社名	フリガナ		
代表者氏名 (職・氏名)	フリガナ		
所在地			
業務内容			
設立年月日		資本金	
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
ホームページ			

2 契約委任先（支店、営業所）

※ 本店（本社）において契約する場合は、会社名欄に「全て同上」と記載してください。

委任先名	フリガナ		
代表者氏名 (職・氏名)	フリガナ		
支店の所在地			
支店の業務内容			
支店設立年月日			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

(第4号様式)

社名：_____

業 務 実 績 一 覧 表

1	契約相手先	
	契約件名	
	契約期間・数量	
	契約金額(単価)	
	契約内容	
2	契約相手先	
	契約件名	
	契約期間・数量	
	契約金額(単価)	
	契約内容	
3	契約相手先	
	契約件名	
	契約期間・数量	
	契約金額(単価)	
	契約内容	
4	契約相手先	
	契約件名	
	契約期間・数量	
	契約金額(単価)	
	契約内容	
5	契約相手先	
	契約件名	
	契約期間・数量	
	契約金額(単価)	
	契約内容	

※企業における過去5年間の同種業務実績について記入してください。

※最大5件まで記載してください。

(第5号様式)

つくば予防医学研究センター人間ドッグにおける弁当配送業務
事業者緊急時対応体制

社名：_____

- 1 異常事態(食中毒や食材が入荷されない場合等)発生した場合の対応

《対応体制図》

- 2 事故等により、つくば予防医学センターへの配達が遅れる又はできなかったときの対応(事故等の発生から関係機関への連絡手順)

《対応体制図》

(第6号様式)

見積書

令和 年 月 日

(あて先) 国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)



下記の企画競争に参加したいので、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準に従い、見積書を下記のとおり提出します。

記

1 件名

つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務

2 見積価格 (1食あたり)

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

(注1) 金額は、算用数字で記入すること。

(注2) 単価契約とし、1食あたりの単価には配送費を含むこと。

(注3) 参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記

(第7号様式)

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司 殿

株式会社
代表取締役

「つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務」の調理責任者についてご連絡させていただきます。

調理責任者

調理責任者が変更になった場合は、都度、ご提出させていただきます。

仕 様 書

1. 事業名

つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務

2. 人間ドックにおける食事の位置付けと目的

つくば予防医学研究センターは、予防医学による健康長寿社会の実現のために人間ドックを行っている。当センターでは、受診者の方々にご満足いただき、リピーターとして毎年受診していただけることを目標としており、そのため最先端の医療機器と各専門分野の高度な知識と技能を有するスタッフが対応することはもちろんのこと、受付や食事についても可能な限りの対応をしている。人間ドックを受診していただくにあたり、食事についても受診者の満足度を上げるための重要なファクターと考えている。

3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 納入場所 筑波大学附属病院 F 棟つくば予防医学研究センター

5. 予定数量

人間ドック受診者が対象。1日あたり、1食(最小)から12食(最大)、年間で1,200食程度。(見込みであり、実際の提供数を保証するものではない。)

6. 委託業務の内容

- (1) 受託者は、調理した弁当を、つくば予防医学研究センターへ直接配達すること。
- (2) 受託者は、委託者が指定した時間までに配達すること。
- (3) 配送日は、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除くつくば予防医学研究センターの人間ドック受診日とする。なお、契約後の注文受付及び弁当配送の開始日並びに各月の配送日の詳細については、契約後、委託者と受託者で協議の上決定することとする。

7. 配送時間

弁当の納入は、当日の午前10時から午前11時までとする。

※弁当交換等の不備があった場合、30分以内に対応可能であること。

8. 契約方法

単価契約とし、1食あたりの単価には、配送費を含むこと。

9. 配送及び緊急時の対応

- (1) 受託者は、食品の安全性を常に配慮し、弁当の保管、衛生面及び品質管理を適切に行い、安全かつ確実に配達すること。
- (2) 自然災害等の理由により、つくば予防医学研究センターの人間ドックが休みとなる場合又は受

託者が配送等できない場合は、すみやかに双方で協議し決定すること。

(3) 受託者は、弁当提供日に、必ず、電話やメール等で対応できる体制にしておくこと。

(4) 弁当は、受注数1個から配送すること。

11. 委託料の支払

委託料は、実弁当数に単価契約額(消費税及び地方消費税を含む)を乗じた額とする。

12. 安全・衛生

(1) 受託者は、原材料の取扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。万が一、食中毒の恐れがある時は、速やかに委託者へ報告、協議の上、対応すること。

(2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他食品及び公衆衛生に関する関係法規、通達等に従い、施設及び器具等並びに食品の安全衛生管理に留意し、業務が衛生的に行われるよう従業員への監督、指導に努めること。

(3) 配送にあたっては、必要に応じて温度管理できる運搬車を用いるなど、適切な温度管理を行うこと。

(4) 受託者は、食材の検収内容の記録、搬出・搬入時間の記録、従業員の健康管理チェック表等、委託者から求められた場合には開示できるようにしておくこと。

(5) 食品の調理は原則当日行うこと。

(6) 配送車は衛生的に管理すること。

13. 弁当の発注とキャンセル及び内容と種類

(1) 弁当の発注とキャンセル

① 弁当の発注は、納品日前日17時までに受託者へメール又は電話で行うこと。

② 弁当のキャンセル期限については、可能な限り、配送日前日までとするなど、利用しやすい期日を設定すること。

(2) 弁当の内容等

① 2.に記載のある「人間ドックにおける食事の位置付けと目的」の趣旨を理解していること。

② 弁当は、再調理や温め、盛り付け等の必要がないものにする。

③ 弁当の種類は下記の5種類とする。

・ヘルシー弁当

・和風弁当

・牛肉を使用した弁当(和風、洋風の2種類)

・肉を使用しない弁当

④ 季節ごとに季節感を感じられる食材を使用すること。使用する食材については、紙面で事前に委託者へ提出し承認を得ること。

⑤ 材料の調達上、やむを得ない事由により、弁当の種類を変更するときは、事前に変更の事由を明記し、委託者の承認を得ること。

14. 配食容器

容器は使い捨てとし、弁当は個別に袋詰めして納品すること。

15. 事故等発生時の対応

受託者は、本業務の実施にあたり事故等の防止に努め、事故等が発生した場合は、速やかに委託者や関係機関に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

16. 苦情処理・損害賠償

- (1) 受託者は、人間ドック受診者の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るように苦情処理に努めるものとする。また、受診者から直接苦情を受けた場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 受託者の責任において、食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しなかったため、委託者及び受診者に損害を与えた場合は受託者の責において損害賠償を行うこと。

17. 支払方法

- (1) 受託者は、配送時に納品書を委託者へ渡し、代金は1ヶ月毎に委託者へ請求するものとする。
- (2) 委託者は、受託者から適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うこととする。

18. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、定めるものとする。
- (2) 本企画提案評価への参加に係る一切の費用(試食用の弁当含む)については、提案者の負担とする。
- (3) 本業務上、知り得た情報(個人情報等)を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 本契約に必要な細則は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- (5) その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

審 査 基 準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学つくば予防医学研究センター内に設置する企画選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類選考と試食審査、業務実施体制についてヒアリング審査を実施する。委員は、提出された企画案ごとに、採点する。

2. 審査期間

令和8年3月19日(木) ～ 令和8年3月25日(水)

業務実施体制等ヒアリング及び試食審査

実施日時：令和8年3月23日(木) 15時00分～

実施場所：筑波大学附属病院 F棟予防医学研究センター ラウンジ

3. 審査項目

本契約相手先の選定に係る審査事項は、別紙「つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務 審査項目」のとおりとする。

4. 審査方法

別紙の審査項目ごとに、本学附属病院が示す要求要件を満たしているかを各審査基準を基に審査する。なお、具体的な審査方法については以下のとおりとする。

(1) 「業務実施体制に関する評価及び試食内容に関する評価」

5.審査基準(1)の審査基準を基に5段階評価を行い、各項目の配点に評価係数を乗じたものを評価点とする。

(2) 「見積価格の評価」

見積価格の評価については、配点(5点)に最安提案価格の当該提案価格に対する割合を乗じて算出する。(有効桁数は、小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。)

$$\text{価格点} = (\text{最安提案価格} / \text{提案価格}) \times 5$$

(3) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」

5.審査基準(2)の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する確認等に準じて評価する。

5. 審査基準

(1) 「業務実施体制等審査及び試食内容に関する評価」

評価区分	評価基準	評価係数
A	大変優れている	1.00
B	優れている	0.80
C	普通	0.60
D	やや劣ってる	0.40
E	劣ってる	0.20

(2) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（得る母子認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1）＝5点
- ・えるぼし認定3段階目（※2）＝4点
- ・えるぼし認定2段階目（※2）＝3点
- ・えるぼし認定1段階目（※2）＝2点
- ・行動計画策定済（※3）＝1点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4）＝5点
- ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※5）＝4点
- ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※6）＝3点
- ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※7）＝3点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8）＝3点
- ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※9）＝3点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※10）＝2点
- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）（※3、※11）＝1点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進

法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条に掲げる基準による認定（ただし、注 10 の認定を除く。）

※9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定

※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項に掲げる基準による認定

※11 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一 4 部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第 5 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定=4 点

○上記に該当する認定等を有しない=0 点

6. 企画提案の決定

第 3 項の評価要素を基に、選考委員会の各委員が各々評価した結果の得点合計の上位 2 者を契約予定者として選定し、最上位者を優先交渉権者、それ以外を次点交渉権者とする。ただし、合計得点と同じ場合、再度選考委員会で評価し、順位を決定する。なお、提案した事業者が 1 者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

7. 契約

受託候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本学と協議のうえ、実施することとする。

(別紙)

つくば予防医学研究センター人間ドックにおける弁当配送業務 審査項目

審査項目	評価内容
(1)業務実施体制等に関する評価(ヒアリング)	
取組意欲	人間ドックにおける食事の位置づけと目的の趣旨を理解しているか。
機動性	つくば予防医学研究センターへの弁当配送をできるだけ短時間で行える体制であるか。
衛生管理	従業員の健康管理の実施、チェック体制はあるか。
	異物混入や食中毒等に対する具体的な防止策はどうか。
非常時の対応	事故、自然災害等の非常事態発生時等、緊急時の対応はとれているか。
(2) 試食内容に関する審査 (試食) 提案者は、受託した場合を想定し、実際に提供する5種類の弁当サンプルを1個ずつ用意する。審査員は提案者が用意した弁当を試食して審査を行う。 ※弁当で使用した主な使用食材と産地表を提出すること。 ※弁当を納品する際に使用する個別の袋を持参すること。 ※試食用の弁当は審査のため写真撮影を行う。撮影した写真は提案者に無断で目的以外に使用することはない。	
料理の盛付の外観	色彩など食欲が向上するような見た目か。盛付が美しく、見た目のボリューム感があるか。
	弁当箱は廃棄しやすい形状になっているか。また、個別に袋詰めする袋はどうか。
見た目のバランス	主菜となる魚、肉、大豆製品、卵や副菜となる野菜がバランスよく組み合わせられているか。
	加工食品感(ハム・練り物)が多すぎないか。
	彩りは良いか。材料の切り方や大きさはどうか。
味付け・食感	ご飯の味や炊き加減はどうか。水っぽくないか、ダマになってないか、ベタついてないか。
	味が濃すぎて喉が渇かないか。
	甘味、酸味、香りは適切か。
噛みごたえ	噛む回数が自然と多くなるメニューか。
	柔らかいものだけで構成されていないか。
	豆・野菜・海藻・キノコがある場合「形」で分かるか。
総合	献立の内容や量は、満足感を得られる内容であったか。
	幅広い世代に問題なく受け入れられる献立内容であるか。
(3)見積価格の評価	
見積価格の評価	適切な提案金額であるか。
(4)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況	

主な弁当の使用食材と産地

社名

主 な 使 用 食 材 ・ 生 産 地 等

【ヘルシー弁当(低カロリーなもの) : 名称】

【和風弁当 : 名称】

【牛肉を使用した弁当(和風) : 名称】

主 な 使 用 食 材・生 産 地 等

【牛肉を使用した弁当(洋風) : 名称】

【肉を使用しない弁当 : 名称】

※名称のところにお弁当名を記入してください。

※試食審査の際、使用食材や産地について伺うことがあります。